

保健福祉委員会

令和8年1月20日

【庶務報告】

〔福祉部〕

- (1) 東四つ木在宅サービスセンター運営事業者に係る適格性の審査結果について (福祉管理課長)
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業計画の選定結果について (介護保険課長)
- (3) 葛飾区職員の行為に関する損害賠償請求事件について (東生活課長)

〔子育て支援部〕

- (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について (子育て政策課長)
- (2) 令和8年度1歳児等受入事業の実施について (子育て施設支援課長)

庶務報告No.1
福祉部
令和8年1月20日

東四つ木在宅サービスセンター運営事業者に係る適格性の審査結果について

福祉管理課

1 概要

東四つ木在宅サービスセンターについては、都有地を30年契約で区が借り受け、土地及び建物（区所有）を運営事業者へ無償で貸し付けて事業を実施している。

令和8年6月28日からの東京都と区の土地貸付契約の更新に当たり、東京都から運営事業者の適格性に係る審査を求められたため、審査を実施したもの

2 施設概要

(1) 施設名	東四つ木在宅サービスセンター
(2) 所在地	葛飾区東四つ木四丁目44番2-101号
(3) 運営事業者	社会福祉法人 厚生福祉会
(4) 実施サービス	通所介護（定員50名） 認知症対応型通所介護（定員12名）等

3 審査結果

(1) 書類審査、実地審査

運営事業者の運営方針、施設の管理運営体制、財務状況、サービス内容等を審査基準に基づき、各100点の配点で評価した。

なお、審査は、区職員に加え、学識経験者1名、会計専門家1名により行った。

ア 書類審査（事務局職員実施）

No.	審査項目	得点／配点
1	法人の理念等	10.5／15
2	運営の透明性等	10／15
3	施設の管理運営体制	8.5／10
4	利用者への対応	16／25
5	人材確保等	11.5／15
6	財務状況	14／20
合計		70.5／100

※得点は各採点委員の採点から最高点と最低点を除いた中2者の平均

※会計士による法人の財務診断を併せて実施

【主な評価点】

- ・ 法人の基本理念や運営方針に沿った事業計画を作成し、職員に共有している。また、基本理念の実現に向け、各種研修、資格取得の支援制度の構築など職員のキャリアアップを支援する取組を充実させていく。
- ・ サービスの開始に当たっては、機能訓練や食事などのサービス内容や個人情報保護などの基本事項に加え、施設内で活用する介護ロボットの使用方法等についても丁寧に利用者や家族に説明している。
- ・ 災害時を想定したB C Pや感染症B C Pを策定し、アクションカードを用いた実践的な訓練を行うなど、利用者の生命を守るための取組を積極的に実施している。

イ 実地審査（学識経験者、介護保険課長、事務局職員により実施）

No.	審査項目	得点／配点
1	利用者の様子	14.32／15
2	職員の様子	21.97／25
3	サービス内容	32.31／35
4	施設環境	18.98／25
合計		87.58／100

※得点は各採点委員の採点から最高点と最低点を除いた中3者の平均

【主な評価点】

- ・ 利用者が笑顔で会話し、落ち着いて過ごす様子や、意欲的に機能訓練等に取り組んでいる様子が確認された。
- ・ 利用者の特性に応じた機能訓練の実施や、管理栄養士資格を有する職員による利用者の状態にあった食事提供を行うなど工夫して支援をしていた。
- ・ 施設所在地である東四つ木地区の小地域福祉活動への参加や地域の老人会への支援に加え、地域のボランティアの方を積極的に受け入れるなど、地域との連携をもとに、利用者の生活の幅を広げるための取組を行っていた。

（2）審査委員会

書類審査並びに実地審査の結果に基づき事務局が作成した審査結果（案）について、審査委員会で運営事業者の運営方針、サービス内容、施設環境、施設管理体制並びに財務状況等を総合的に審査し、審査基準を満たしていることが認められたことから、適格な運営事業者であると決定した。

4 審査経過等

令和 7 年 10 月 24 日	書類審査
31 日	実地審査
12 月 19 日	審査委員会
令和 8 年 1 月下旬	審査結果の公表・東京都への報告

庶務報告N.O.2
福祉部
令和8年1月20日

看護小規模多機能型居宅介護事業計画の選定結果について

介護保険課

1 概要

第9期葛飾区介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を着実に推進するため、以下のとおり、看護小規模多機能型居宅介護事業計画を募集し、選定したため報告するもの

【参考】看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者が在宅生活を継続できるよう、「通い」（デイサービス）を中心として、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」（訪問介護及び訪問看護）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせて提供する地域密着型サービス

2 募集要項の配布開始

令和7年4月25日（金）

3 事業計画の受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年10月31日（金）まで

4 事業計画の募集と応募状況

亀有・青戸地区を除く6地区1事業計画を募集し、1事業計画の応募があった。

計画種別	募集地	水元	金町・ 新宿	柴又・ 高砂	南綾瀬・ 堀切・ お花茶屋	立石・ 四つ木	奥戸・ 新小岩	計
看護小規模多 機能型居宅介 護	募集数				1			1
	応募数	0	0	0	0	1	0	1

5 計画の選定

庁内の地域密着型サービス事業計画選定委員会において、法人運営の透明性、公正性、法令順守の状況や介護サービス事業の運営実績と経験、施設管理運営体制、利用者への対応、職員の育成等について審査し、一定の水準を満たす次の1事業計画を選定した。

地区名	事業者名（所在地）	代表者名	整備方法	定員	開設予定地
立石・四つ木	株式会社サンドリーム (葛飾区細田五丁目15番6号)	三浦 信泰	土地・建物 事業者所有	28人	東立石二丁目18番4号

6 事業開始予定

選定された事業計画の事業者は、施設整備後、区との協議を経て事業者指定を受け、原則として令和8年度中に事業を開始する。



庶務報告 N o . 3
福祉部
令和8年1月20日

葛飾区職員の行為に関する損害賠償請求事件について

東生活課

次のとおり、葛飾区職員の行為に関する損害賠償請求の訴えの提起があつたため、報告するもの

1 原告の主張

- (1) 葛飾区福祉事務所長は、令和5年9月26日付けで生活保護法第63条に基づく保護費返還決定処分（以下「原処分」という。）の通知を送付した。
- (2) 葛飾区福祉事務所長は、原処分を取り消し、必要な控除額を差し引いて算出し、改めて令和6年5月21日付けで保護費返還決定処分の通知を送付した。
- (3) 被告は、令和7年2月28日、同月6日時点で原処分に基づく返納額が未納であるとして、督促状（以下「本件督促状」という。）を送付したところ、原処分が既に取り消されていたため、同年5月15日付けで本件督促状に係る処分を取り消す旨の通知を送付した。
- (4) 地方公務員が法令に基づかない業務を行うことは違法であり、本件督促状の作成及び発送も違法である。郵送料92円及び本件督促状の作成業務及び発送業務に従事した人員の給与のうち、本件督促状の作成及び発送に要した全ての時間に当たる金額267円を損害とすべきであるため、被告はこれらの損害を回復するために、葛飾区長及び葛飾区福祉事務所長並びに葛飾区福祉事務所東生活課長に対し損害賠償請求を行わなければならない。

2 訴訟の内容

- (1) 事件名 XXXXXXXXXX 葛飾区職員の行為に関する損害賠償請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告

(4) 被告

葛飾区長

(5) 請求の趣旨

ア 被告は、令和7年2月28日当時の葛飾区長及び葛飾区福祉事務所長並びに葛飾区福祉事務所東生活課長に対し、92円及び267円並びにこれらにかかる令和7年2月28日から支払済みまで年3%の割合による金員を請求せよ。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年9月14日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年12月22日）

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告No. 1
子育て支援部
令和8年1月20日

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

子育て政策課
子育て施設支援課
保育課

1 趣旨

令和8年度から国の新たな給付制度として実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、本区の検討状況について報告するもの

2 制度の概要

全ての子どもの育ちを支援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的に、利用者が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育給付を利用することができる制度である。

（1）利用対象者

0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子ども

（2）対象施設

保育所、幼稚園、認定こども園、その他乳児等通園支援を適切に行うことができる施設のうち、実施体制が整った施設で実施

（3）実施方法

一般型（在園児合同や専用室等を設けて実施する形態）、余裕活用型（空き定員を活用して実施する形態）どちらも可

（4）利用方法

定期利用（利用日時や施設を固定する形態）、柔軟利用（利用日時や施設を固定しない形態）どちらも可

（5）利用上限時間

月10時間

（6）保護者負担額

国が示す1時間当たりの標準額300円の範囲で無償化することを検討中

3 東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業の活用について

多様な他者との関わりの機会の創出事業（以下「都事業」という。）については、こども誰でも通園制度の利用対象者及び利用上限時間を、以下のとおり上乗せした事業であり、令和8年度も継続される見込みである。

以上を踏まえ、本区では、施設に空きがある場合に、都事業の活用を検討している。

（1）利用対象者

こども誰でも通園制度の利用対象者に加え、3歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にあるこどもまで利用を可能とする。

（2）利用上限時間

こども誰でも通園制度の月10時間に加え、10時間を超えた利用も可能とする。

4 利用の流れ

こども誰でも通園制度については、国が整備したこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して、認定申請から利用までの手続きを行う。

都事業については、システムを利用せず、利用者が施設に直接申込みを行う。

詳細については、別紙のとおり。

5 関連条例の制定及び改正

（1）（仮称）葛飾区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定

区は、事業実施にあたり、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により、条例で基準を定めなければならない。

条例で定める基準は、国の基準である「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」の定めるところによるものとすることを予定している。主な基準は以下のとおりである。

ア 利用定員を定めること。

イ 利用の申込みを受けた後、子ども及びその保護者の心身の状況及び子どもの養育環境を把握するため、保護者との面談を行うこと。

ウ 子ども及びその保護者的心身の状況並びに養育環境の的確な把握に努め、子ども及びその保護者からの相談に応じるとともに、必要な助言等を行うこと。

(2) 葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の改正

子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関し必要な事項を定めているところであるが、過料の対象に、乳児等通園支援事業に関することを追加するための改正を予定している。

(3) 葛飾区保育所の設置等に関する条例の改正

葛飾区保育所の設置や保育所で行う事業などについて定めているところであるが、保育所で行う事業に乳児等通園支援事業を追加する。

6 今後のスケジュール（案）

令和8年2月 第1回定例会

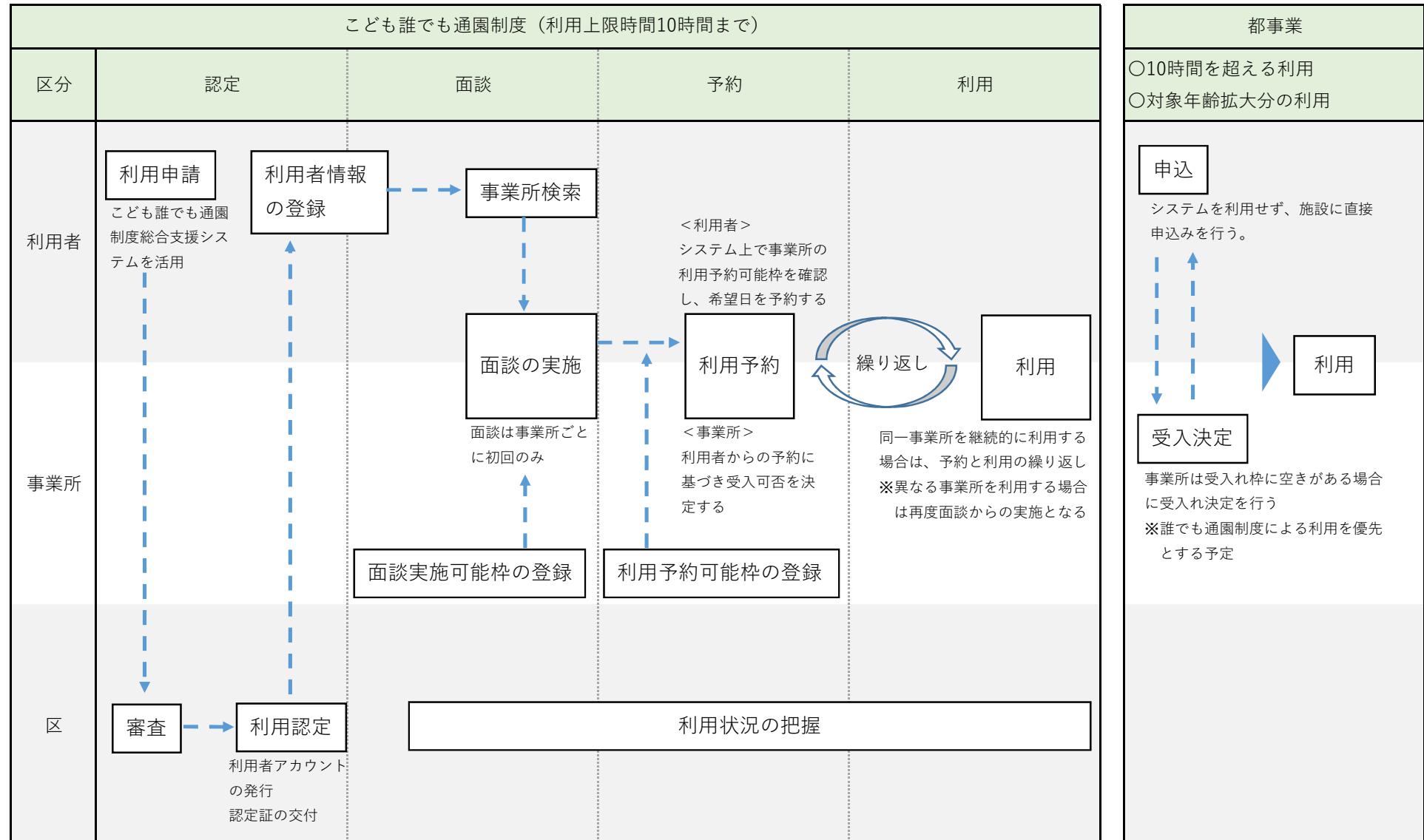
関連条例の制定及び改正案提出

区民向け制度周知開始

令和8年2～3月 事業所認可・利用者認定の開始

令和8年4月 制度開始

こども誰でも通園制度総合支援システムを活用した利用フロー



庶務報告 N.O. 2
子育て支援部
令和8年1月20日

令和8年度1歳児等受入事業の実施について

子育て施設支援課
保育課

1 概要

令和3年度以降、4月の待機児童ゼロを実現しているものの、1歳児の保育需要は依然として高く、希望する保育所等への入所がかなわない場合もある。これらの家庭に対して、一時保育の制度を活用した保育サービスを選択肢のひとつとして提供し、子育ての支援をするため、入所申込等の状況を勘案し、令和8年度についても「1歳児等受入事業」を実施するもの

2 対象児童

令和8年度の保育所等入園児募集において、利用調整の結果、入所保留となった以下の児童

- (1) 1歳児
- (2) 令和7年度に1歳児等受入事業を利用し、令和8年度4月の利用調整で保育所等に入所できなかった2歳児

3 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 実施場所

保育所等の中にある一時保育スペース

5 実施施設及び受入規模（予定）

別紙「実施予定施設一覧」のとおり

6 周知方法

1歳児については、利用調整により保育所等に入所できなかった保護者に対して、「利用調整結果通知書（入所保留）」の送付に当たり、本事業の案内を同封して郵送する。

2歳児については、令和7年度に1歳児等受入事業を利用している児童のうち、利用調整により入所できなかった児童の保護者に対して、利用している保育所等を通じて案内を配付する。

7 利用手続き及び利用料

- (1) 利用手続き 本事業の案内を受け取った保護者が、直接各施設へ申し込む。
- (2) 利用料 無料とする。

令和8年度1歳児等受入事業 実施予定施設一覧

	区域	地域	所在地	施設名	定員	開所日	開所時間
1	北部	水元	水元 1-12-14	あおぞら水元保育園	1名程度	月～金	8:30～16:30
2			水元 3-13-20	認定こども園そあ	2名程度	月～金	9:00～17:00
3		東金町 ・ 金町	東金町 1-3-1 1F	金町ひまわり保育園	3名程度	月～金	9:00～17:00
4			東金町 2-6-19	亀が岡りりおっこ保育園	5名程度	月～金	9:00～17:00
5			金町 4-20-13	かなまち虹保育園	3名程度	月～金	8:30～16:30
6			柴又	北野保育園	3名程度	月～金	9:00～17:00
7		新宿	新宿 4-4-16	新宿保育園	5名程度	月～土	8:30～16:30
8			高砂	きぼう保育園	1名程度	月～金	9:00～17:00
9	東部	高砂 ・ 細田	高砂 6-4-15	東中川保育園	5名程度	月～金	9:00～17:00
10			細田 3-9-26	ひまわり保育園	3名程度	月～金	9:00～17:00
11			細田 3-16-5	無二保育園	2名程度	月～金	9:00～17:00
12		亀有 ・ 白鳥	亀有 3-16-5	亀有りりおっこ保育園	5名程度	月～金	9:00～17:00
13			白鳥 3-29-16	白鳥ふたば保育園	3名程度	月～金	7:30～18:30
14			西亀有 3-31-9	西亀有三丁目保育園	6名程度	月～金	7:15～18:15
15	西部	堀切	堀切 3-30-12	黎明保育園	1名程度	月～金	9:00～17:00
16			堀切 7-8-3	かつしか堀切保育園	1名程度	月～金	9:00～17:00
17		青戸	青戸 4-24-20	太陽の子青戸中央保育園	3名程度	月～金	7:00～18:00
18	南部	奥戸 ・ 新小岩	奥戸 5-2-1	おくどスマイル保育園	1名程度	月～金	9:00～17:00
19			東新小岩 7-2-8	認定こども園まどか幼稚園	1名程度	月～土	7:15～18:15
合計					54名程度	-	-